

かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信



ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市内在住の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談を受け付けています。
また、市民の皆様からの情報提供もお願いしています。

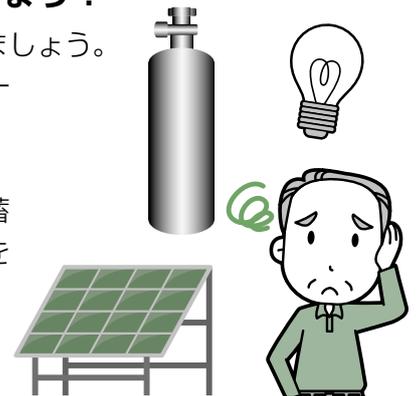
電力の小売全面自由化 始まる 平成28年4月1日～

今年 4 月から、一般家庭で使う電気が自由化され、複数の事業者の中から消費者が契約先を選ぶことが出来るようになります。

「今までより安くなる」とさまざまな業者が訪問して来たり、電話がかかってくる可能性があります。以下のことに気を付けて、上手に利用しましょう！

- 電力の小売り業者は登録制になっています。登録業者かどうかの確認をしましょう。
- 「安くなる」には、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービスとセット販売になっていないか、解約時に違約金が発生しないか等、よく確認しましょう。
- 電力の自由化に便乗した太陽光発電システムの契約や、プロパンガス、蓄電器等の勧誘等、電力の自由化と直接関係ない契約については、必要性をよく考えましょう。
- 契約について不安があるときは、消費生活センターに相談しましょう。

なお、新たな契約をしなくても、従来通り電気は使えます。



マイナンバー制度に便乗した不審電話・メールに注意！

マイナンバーの利用手続き等で、国や自治体等の公的機関の職員が、家族構成、資産や年金・保険の状況を聞くことは一切ありません。

公的機関を装った訪問や電話、メール等に十分気を付けてください。

漏えいした個人情報削除する、個人情報を管理してあげる等、言葉巧みに近づき、お金を詐取する例もありました。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

- 所在地**
 - 本所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内 (大和田 562)
 - 出張相談所 勤労青少年ホーム内 (稲吉 2-6-25)
- 相談日**
 - 本所相談日 月・火・木・金
 - 出張相談日 水・金

(祝日・年末年始を除く)

休館日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。(年末年始を除く)

相談時間 午前 9 時から正午 午後 1 時から午後 4 時まで

電話 0299-59-2111・029-897-1111 (どちらでも可)
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

こんな相談がありました!

「今より安くなる」「無料でできる」に要注意

事例 1

「電話料金が安くなる」と電話があった。
少しでも安い方がよいので「お願いします」と答えた。
その後も電話料金は以前と同じだ。
自分がした契約は、2年間のインターネット回線契約だった。
使わないので、解約を申し出たら解約料が必要と言われた。



事例 2

突然訪ねてきた業者に、「電話代が安くなる」と言われ、興味があったので話を聞いた。何枚もの契約書を渡されたが、よく理解できなかった。
業者が帰ってから、契約書をよく見たらテレビと電話が光回線契約で工事代も高額だし、インターネットは使わないので、光回線は必要ない。

事例 3

見知らぬ業者から「屋根瓦がずれている、保険が使えるので修理代はかからない」と勧誘された。
無料で修理できるのならと思い契約した。
その後、保険給付対象外と分かり、高額な請求が来た。



一言アドバイス

突然の訪問や電話での勧誘には、すぐに契約しないで、家族等に相談してから契約しましょう。契約の中には、期間の縛りがあるものがあり、解約するのにも違約金が発生する場合があります。
何の契約か、本当に必要なものか、どうして安くなるのか、解約は出来るのか等を必ず確認しましょう。

平成27年 相談件数 (229件) 上位3

【契約者年齢別】

60歳代 : 44人
70歳以上 : 44人
20歳代 : 41人

【相談内容】

46件 デジタルコンテンツ：インターネットでとれる情報、出会い系サイト、ゲームサイト、動画サイト等、アダルトサイトのワンクリック請求の相談が多い。
23件 商品一般：商品・役務が特定出来ないもの、架空請求が最も多い。
18件 戸建住宅：住宅のリフォーム工事や屋根等の修理のトラブル。

